

クラスター弾に関する条約の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	条約の内容	二
1	一般的義務及び適用範囲	二
2	定義	三
3	貯蔵されているクラスター弾の廃棄	三
4	クラスター弾残存物の除去及び廃棄並びに危険の低減を目的とする教育	三
5	被害者に対する援助	三
6	国際的な協力及び援助	四
7	透明性についての措置	四
8	遵守の促進及び遵守についての説明	四
9	国内の実施措置	四
10	紛争の解決	四
11	締約国会議及び検討会議	四
12	費用及び管理業務	五
13	効力発生	五

14	留保	五
15	この条約の締約国でない国との関係	五
16	最終規定	五
三	条約の実施のための国内措置	五
(参 考)		六

一 概説

1 条約の成立経緯

(1) クラスタ弾とは、一般に、内蔵する複数の子弾を空中で広範囲に散布し、又は投下するように設計された弾薬をいう。イラク、コソボ、アフガニスタン、レバノン等で使用されたクラスタ弾及びその不発弾が文民に大きな被害を与えてきたことから、近年、その問題への対応について議論されてきた。

(2) このような状況の下、平成十九年（二千七年）二月、オスロ（ノルウェー）において、四十九箇国が参加する国際会議が開催され、文民に許容し難い被害をもたらすクラスタ弾の使用、生産、移譲及び貯蔵を禁止する国際約束を平成二十年（二千八年）中に作成する旨のオスロ宣言が発出された。その後、いわゆるオスロ・プロセスの名の下に、一連の国際会議が開催され、最終的には平成二十年（二千八年）五月に開催されたダブリン会議（アイルランド）において、百七箇国の参加の下、この条約がコンセンサスによって採択された。この条約の署名式は、平成二十年（二千八年）十二月にオスロで開催され、我が国からは、中曽根外務大臣が出席して署名を行った。

2 条約締結の意義

この条約は、クラスタ弾の使用、生産、保有、移譲等の禁止及びその廃棄等を義務付けるとともに、国際的な協力の枠組みの構築等について規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、クラスタ弾がもたらす人道上の懸念への対応に向けた国際協力を促進するとの見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により、我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

(1) クラスタ弾の使用、開発、生産、取得、貯蔵、保有若しくは移譲又はこの条約によって禁止されている活動に対する援助、奨励及び勧誘を行わないこと（ただし、除去又は廃棄の技術の開発及び訓練等のために限られた数のクラスタ弾を保有又は取得すること、締約国に対して禁止されている活動を行うことのある非締約国との間で一定の軍事的な協力等を行うこと等は認められる。）。また、これらの活動であつて、我が国の管轄若しくは管理の下にある者によるもの又は我が国の管轄若しくは管理の下に

ある領域におけるものを防止し、及び抑止すること。

- (2) 貯蔵されている我が国のクラスター弾を、この条約が我が国について効力を生じた後、原則として八年以内に廃棄すること。
- (3) 貯蔵されている我が国のクラスター弾の総数、廃棄の状況等について、毎年、国際連合事務総長に報告すること。
- (4) 援助を提供することができる場合には、クラスター弾によって影響を受けた締約国に対し、技術的、物的及び財政的支援を提供すること。

- (5) 締約国会議、検討会議及び改正会議の費用を負担すること。

4 早期国会承認が求められる理由

我が国は、従来から、クラスター弾がもたらす人道上の懸念を深刻に受け止め、レバノン、ラオス、カンボジア、アフガニスタン等において、クラスター弾を含む不発弾の処理に貢献するとともに、この条約の作成過程においても、すべての会議に参加し、実効性のある国際約束を作成することに積極的に関与してきた。我が国として、この条約が目指すクラスター弾がもたらす人道上の懸念への対応に向けた国際協力を促進するとの見地から、この条約を早期に締結することが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、前文及び本文二十三箇条から成り、その概要は、次のとおりである。

1 一般的義務及び適用範囲（第一条）

- (1) 締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。
 - (イ) クラスター弾を使用すること。
 - (ロ) クラスター弾を開発し、生産し、生産以外の方法によって取得し、貯蔵し若しくは保有し、又はいずれかの者に対して直接若しくは間接に移譲すること。
 - (ハ) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、援助し、奨励し、又は勧誘すること。
- (2) 禁止に係る(1)の規定は、航空機に取り付けられたディスプレイから散布され、又は投下されるよう特に設計された爆発性の小

型爆弾について準用する。

2 定義（第二条）

「クラスター弾」とは、それぞれの重量が二十キログラム未満の爆発性の子弹を散布し、又は投下するように設計された通常の弾薬であつて、これらの爆発性の子弹を内蔵するものをいう。ただし、(1)内蔵されている子弹の数が十未満であること、(2)各子弹の重量が四キログラムを超えていること、(3)各子弹が単一の攻撃目標を探知し、及び攻撃するように設計されていること、(4)各子弹が電子式の自己破壊装置及び自己不活性化機能を備えていることとのすべての特性を有するもの等は除く。

3 貯蔵されているクラスター弾の廃棄（第三条）

締約国は、自国の管轄及び管理の下にあるすべてのクラスター弾につき、この条約が自国について効力を生じた後遅くとも八年以内に廃棄することを約束する（ただし、締約国会議等の承認の下、最長八年の期間延長が可能である。また、クラスター弾及び爆発性の子弹の除去又は廃棄の技術の開発及び訓練等のための限られた数のクラスター弾及び爆発性の子弹の保有又は取得は認められる。）。

4 クラスター弾残存物の除去及び廃棄並びに危険の低減を目的とする教育（第四条）

(1) 締約国は、自国の管轄又は管理の下にある地域に存在するクラスター弾残存物（不発の子弹等）につき、この条約が自国について効力を生じた後遅くとも十年以内に除去し、及び廃棄することを約束する（ただし、締約国会議等の承認の下、最長十年の期間延長が可能である。）。

(2) 締約国は、クラスター弾残存物を除去し、及び廃棄する義務を履行するに当たり、クラスター弾汚染地域又はその周辺に居住する文民の間においてクラスター弾残存物がもたらす危険についての認識を確保するため、危険の低減を目的とする教育を行う等の措置をとる。

5 被害者に対する援助（第五条）

締約国は、自国の管轄又は管理の下にある地域に所在するクラスター弾による被害者に対し、年齢及び性別に配慮した援助（医療、リハビリテーション及び心理的な支援を含む。）を適切に提供する。

- 6 国際的な協力及び援助（第六条）

援助を提供することのできる締約国は、クラスター弾によって影響を受けた締約国に対し、この条約に基づく義務が履行されるようにするための技術的、物的及び財政的援助を提供する。
- 7 透明性についての措置（第七条）

締約国は、この条約に基づく義務の履行の状況（国内の実施措置、貯蔵されているクラスター弾の総数及び廃棄の状況等）につき、国際連合事務総長に対し、この条約が自国について効力を生じた後遅くとも百八十日以内に報告し、その後も、毎年更新の上報告する。
- 8 遵守の促進及び遵守についての説明（第八条）

締約国は、他の締約国によるこの条約の遵守に関する問題を解決するため、当該他の締約国に対し、国際連合事務総長を通じて説明を行うよう要請することができ、回答が得られなかった場合等には、締約国会議に当該問題を付託することができる。
- 9 国内の実施措置（第九条）

締約国は、この条約によって締約国に対して禁止されている活動であつて、自国の管轄若しくは管理の下にある者によるもの又は自国の管轄若しくは管理の下にある領域におけるものを防止し、及び抑止するため、立法上、行政上その他のこの条約を実施するためのあらゆる適当な措置（罰則を設けることを含む。）をとる。
- 10 紛争の解決（第十条）

この条約の解釈等に関して二以上の締約国間で紛争が生ずる場合には、関係締約国は、交渉又は国際司法裁判所への付託その他の平和的手段によって紛争を速やかに解決するため、協議する。
- 11 締約国会議（第十一条）及び検討会議（第十二条）

締約国会議は、この条約が効力を生じた後第一回検討会議が開催されるまでの間においては毎年開催され、この条約の適用又は実施に関する問題について検討を行う。検討会議は、この条約が効力を生じた後五年後等で開催され、この条約の運用及び締結状況並びに締約国会議を更に開催する必要性の検討等を行う。

12 費用及び管理業務（第十四条）

締約国会議等の費用については、締約国及びこれらの会議に参加する非締約国が負担する。

13 効力発生（第十七条）

この条約は、三十番目の批准書等が寄託された月の後六番目の月の初日に効力を生ずる。三十番目の批准書等が寄託された日の後に批准書等を寄託する国については、この条約は、その批准書等が寄託された日の後六番目の月の初日に効力を生ずる。

14 留保（第十九条）

この条約の規定については、留保を付することができない。

15 この条約の締約国でない国との関係（第二十一条）

(1) 締約国は、非締約国がこの条約を締結するよう奨励する。

(2) 第一条の規定にかかわらず、締約国又はその軍事上の要員若しくは国民は、締約国に対して禁止されている活動を行うことのある非締約国との間で軍事的な協力及び軍事行動を行うことができる。ただし、(イ)締約国がクラスター弾を開発し、生産し、又は生産以外の方法によって取得すること、(ロ)締約国自らがクラスター弾を貯蔵し、又は移譲すること、(ハ)締約国自らがクラスター弾を使用すること及び(ニ)締約国が、弾薬の選択権が専ら自国の管理の下にある場合において、クラスター弾の使用を明示的に要請することは認められない。また、締約国は、非締約国との間で軍事的な協力又は軍事活動を行う場合には、当該非締約国がクラスター弾の使用を抑制するよう最善の努力を払う。

16 最終規定（第十三条、第十五条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十二條及び第二十三条）

この条約の改正、署名、締結手続、暫定的適用、有効期間及び脱退等について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

1 この条約の実施のため、クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案が今次国会に提出される。

2 この条約の締結により、我が国は、クラスター弾の廃棄義務及び締約国会議等の費用負担義務に関連し、予算措置を講じる必要がある。

(参 考)

1 採択 平成二十年五月三十日 ダブリンにおいて採択

2 効力発生 平成二十一年二月一日現在 未発効(三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された月の後六番目の月の初日に効力を生ずる。)

3 署名国 平成二十一年二月一日現在 九十五箇国

アフガニスタン、アルバニア、アンゴラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック諸島(*)、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、チェコ、デンマーク、エクアドル、エルサルバドル、フィジー、フランス、ガンビア、ドイツ、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本国、ケニア、ラオス、レバノン、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、ルワンダ、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、スロベニア、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、タンザニア、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、英国、ウルグアイ、バチカン、ザンビア

(*) 我が国は、国家として承認していない。

4 締約国 平成二十一年二月一日現在 四箇国

アイルランド、ノルウェー、シエラレオネ、バチカン